

福岡県公報

令和 7 年 2 月 7 日
第 570 号

目 次

告 示 (第74号 - 第77号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2

公 告

- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 5
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 5
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) 7
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 9
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) 11
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬 務 課) 14

監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) 14

海 区 漁 業 調 整 委 員 会

- 矢部川河口域における水産動物の保護 (漁業管理課) 21
- アサリじょれんの間口制限 (漁業管理課) 21
- 一本釣に使用する集魚灯の制限 (漁業管理課) 21

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

- 矢部川水系における水産動物の採捕禁止区域及び期間 (漁業管理課) 22

告 示

福岡県告示第74号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田 川	県 道	英彦山線 香 春	前	田川郡添田町大字津野7056番 1 先から 田川郡添田町大字津野7234番先まで	7.8 ～ 27.6	700.0
			後	田川郡添田町大字津野7056番 1 先から 田川郡添田町大字津野7234番先まで	7.8 ～ 27.6	700.0

福岡県告示第75号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 2 月 7 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	英彦山 香 春 線	田川郡添田町大字津野7169番1先から 田川郡添田町大字津野7234番先まで

福岡県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	飯 塚 間 線	前	福津市中央二丁目3396番2先から 福津市中央二丁目3394番1先まで	20.5 ～ 22.0	18.0
			後	福津市中央二丁目3396番2先から 福津市中央二丁目3394番1先まで	17.9 ～ 18.1	18.0

福岡県告示第77号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字東入部字熊本1477・1478の1・1478の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

矢部川左岸土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
松嶋 盛人	みやま市瀬高町小田1820番地1
関 好孝	大牟田市大字甘木1203番地28
鬼丸 岳城	みやま市瀬高町文廣1165番地
江崎 三男	みやま市瀬高町太神1552番地1
溝上 昌浩	みやま市瀬高町松田725番地1
坂田 薫	みやま市瀬高町小田1029番地

大測 幸信	みやま市高田町黒崎開1912番地 2
境 久利	みやま市高田町江浦1423番地10
木下 正信	みやま市高田町今福811番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地

2 退任監事

氏 名	住 所
井上 清繁	大牟田市大字倉永4020番地 2
築地原 良太	みやま市山川町尾野1981番地 3

3 就任理事

氏 名	住 所
松嶋 盛人	みやま市瀬高町小田1820番地 1
関 好孝	大牟田市大字甘木1203番地28
鬼丸 岳城	みやま市瀬高町文廣1165番地
江崎 三男	みやま市瀬高町太神1552番地 1
溝上 昌浩	みやま市瀬高町松田725番地 1
坂田 薫	みやま市瀬高町小田1029番地
富重 巧齊	みやま市高田町黒崎開990番地 1
小山 秀司	みやま市高田町江浦1430番地 2
木下 正信	みやま市高田町今福811番地
古賀 正廣	大牟田市大字手鎌1175番地 4

4 就任監事

氏 名	住 所
杉野 善正	大牟田市大字倉永2980番地 1
松尾 武喜	みやま市高田町原1005番地

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県宗像市東郷地区	令和6年12月18日から 令和7年3月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量（2点））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区藤ノ木二丁目	令和7年1月9日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
遠賀川河川事務所管内	令和6年12月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量（1点））
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区医生ヶ丘	令和7年1月16日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量（3点））
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区響町一丁目	令和7年1月16日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
みやま市高田町	令和6年12月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（数値化図）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県福岡市博多区外（管内一円）	令和6年9月28日から 令和7年3月25日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市新田字吉原56番1及び153番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市新田59番地3
行合 奈津美、行合 優一郎

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画市街地再開発事業の決定（令和7年1月16日福岡市告示第5号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画市街地再開発事業の決定（令和7年1月16日福岡市告示第6号）

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
令和7年度漁業取締船「しんふう」、「げんかい」及び「つくし」用免税軽油単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法

律第226号) 第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。))と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあつては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料

- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
 - キ 法人にあつては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあつては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
 - ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票(様式第4号)
 - ケ 営業概要表(様式第5号)
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
 - サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
 - シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
 - ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)
 - セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)
 - ツ 返信用封筒(460円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和7年2月21日(金曜日)までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競

争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和7年度漁業取締船「しんぼう」、「げんかい」及び「つくし」用免税軽油単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

「しんぼう」、「げんかい」及び「つくし」係留地（福岡市中央区長浜船溜）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一

般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年3月25日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を農林水産部水産局漁業管理課に令和7年3月6日（木曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3555

(FAX) 092-643-3558

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

(FAX) 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和7年2月7日（金曜日）から令和7年3月6日（木曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年3月25日（火曜日）15時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟地下1階）

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

令和7年3月26日（水曜日）14時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した

福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Diesel fuel
- (2) Time Limit of Tender :
3 : 00 P. M. on March 25, 2025
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3092

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和7年度公用車一括リース契約（軽自動車（EV））

2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

福岡県知事 服部 誠太郎

- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和 7 年 2 月 21 日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 10 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 2 月 7 日

1 調達内容

- (1) 調達案件名
令和 7 年度公用車一括リース契約（軽自動車（EV））
- (2) 調達物品及び数量
日産サクラ又は同等品 18 台
- (3) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）に定める資格を得ている者（令和 5 年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 7 年 3 月 18 日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県総務事務厚生課調達班に令和7年3月5日（水曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者
- 仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

- 令和7年2月7日（金曜日）から令和7年3月5日（水曜日）までの福岡県の休日
- を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所
5の部局とする。
 - 提出期限
令和7年3月18日（火曜日）15時00分
 - 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟地下1階）
 - 日時
令和7年3月19日（水曜日）10時30分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上

を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 入札金額(単価)の全てが予定価格(単価)の制限の範囲内であり、かつ、各入札金額(単価)に数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格であり、並びに有効である入札書を提出した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Official vehicle bulk lease contract (compact car (EV))
- (2) Delivery place : According to specifications
- (3) Time Limit for Tender : 3 o'clock P. M. on March, 18 2025
- (4) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office

7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan

Tel 092-643-3092

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和7年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 2-（エチルアミノ）-2-（2-フルオロフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
- (2) 化学名 2-〔（4-メトキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1-〔2-（ピロリジン-1-イル）エチル〕-1H-ベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類
- (3) 化学名 （8R）-6-アリル-1-（シクロプロパンカルボニル）-N，N-ジエチル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- (4) 化学名 （8R）-1-（シクロプロパンカルボニル）-N-メチル-N-（プロパン-2-イル）-6-メチル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第5号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和7年2月6日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による

監査委員**監査公表第28号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した「新型コロナウイルス感染症対策事業について」の行政監査の結果（令和6年3月26日5監総第936号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月7日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

6 行経第3791号
令和7年1月20日

福岡県監査委員 塩川正一 殿
同 同 利洋一 殿
同 同 森行一 殿
同 同 原中誠志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5 監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
がん感染症疾病対策課	<p>【病床確保事業】</p> <p>令和2年度、3年度の当該事業に係る補助金について、70 医療機関において交付額が過大となっていた。また、令和4年度において、1 医療機関において事業が適切に実施されておらず不正行為と判断され、交付決定取り消しの上、補助金返還の措置が講じられた。</p> <p>本事業は、新型コロナウイルス感染症患者の拡大に対処するために、緊急に実施すべき事業であったが、厚生労働省からの通知等がなければ9 億7 千万円余の補助金の過大交付が判明しなかった可能性があり、事務として適正を欠いていたと言わざ</p>	<p>令和5年度の当該事業においては、交付申請を各医療機関へ案内する際、適正な病床確保料を算定するよう記載した文書等（過大交付が発覚した際、県が各医療機関へ発出済）を再送し、補助対象の理解や確認を促した。</p> <p>また、提出された実績報告書は、G-MIS（医療機関等情報支援システム）の入力内容などの電子データや証拠書類と照合して、確認、精査を行った。</p> <p>今後同様の事務を行う場合は、審査に必要な電子データや証拠書類の照合を行うことや必要に応じて現地での調査を行うことにより、補助対象経費が適正であることの確認を行うこととした。</p>

	<p>るを得ない。</p> <p>今後同様の事務を行うに当たっては、審査の際、必要な事項が記載された証拠書類や電子データとの照合を行うこと及び必要に応じて現地での調査を行うことにより補助対象経費が適正であることの確認を実施されたい。</p>	
<p>がん感染症疾病対策課</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業】</p> <p>宿泊療養施設における「感染性廃棄物の処分業務委託」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの一部が所在不明となっている事例が見られた。</p> <p>マニフェストは、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物を排出する事業者（今回の場合は、県）がその処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するために用いるもので、適正な処分であることを証する書類である。</p> <p>今後同様の事務を行うに当たっては、廃棄物処理法を遵守し、マニフェストの写しは適正に保存されたい。</p>	<p>マニフェストが所在不明となっている事例については、委託先が保存しているマニフェスト（C1票）の写しを徴取し、業務が適正に履行されていることを確認した。</p> <p>今後同様の事務を行う場合は、マニフェスト受領後、速やかに関係書類とともに保存を行うこととした。</p>

<p>がん感染症疾病対策 課</p>	<p>【高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルスウイルス検査事業】 「入所系の高齢者施設等の職員等を対象とした抗原定性検査キット配付業務」について、施設等への配送を証する書類（配送伝票等）の提出による履行確認を行っていない事例が見られた。 今後同様の事務を行うに当たっては、委託先の事業者が作成した報告書を配送伝票等の証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、その提出を促して当該業務が適正に履行されたことの確認を実施されたい。</p>	<p>委託先の事業者から証拠書類の提出がなされていない事例については、配送伝票を徴取し、業務が適正に履行されたことを確認した。 今後同様の事務を行う場合は、委託先の事業者が作成した報告書を証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、提出をさせることで、業務が適正に履行されたことを確認することとした。</p>
<p>がん感染症疾病対策 課</p>	<p>【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業】 当該事業において配送業務や支払業務を委託した際に、委託先事業者が作成した報告書と配送伝票や口座振込一覧表等の証拠書類との照合が行われていない事例や、福岡県財務規則に定める履行確認者以外の職員が履行確認を行っていた事例が見られた。 今後同様の事務を行うに当たっては、福岡県財務規則で規定された契約の決裁権者など履行確認の権限を持つ者が、報告書を必要な事項が記載された証拠書類と照</p>	<p>令和5年度の当該事業においては、決裁権者が事前に指定した履行確認者が、報告書と証拠書類等を照合し、適正に履行されたことを確認した。 今後同様の事務を行う場合は、規則で定められた履行確認の権限を持つ者が、報告書を証拠書類と照合し、補助対象経費が適正であること、委託業務が適正に履行されたことを確認することとした。</p>

	合し、補助対象経費が適正であることの確認や委託業務が適正に履行されたことの確認を実施されたい。	
がん感染症疾病対策課	<p>【ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業】</p> <p>委託先事業者が行う再委託申請について、書面の提出を求めることなく口頭で承認していた事例が見られた。</p> <p>県が再委託を承認するに当たっては、再委託がなぜ必要なのか、再委託先事業者がどのような業者であるか、再委託先事業者が事業の履行及び個人情報管理が適正に実施できるのか、委託先事業者が再委託先の適正な事務の遂行をどのように管理するのか等について、委託先事業者に説明を求めて審査の上承認するという事務処理が必要である。</p> <p>今後同様の事務を行うに当たっては、委託先事業者が行う再委託の申請から担当課が行う再委託の承認までの過程で必要な書類を双方が作成し、当該事務が適正に処理されたことの証拠とされたい。</p>	今後同様の事務を行う場合は、「再委託の書面による承認手続きについて(通知)」(令和6年3月1日5財活第2311号総務部財産活用課長通知)に基づき、再委託の理由、再委託する業務の範囲、再委託先の業務遂行能力を記載した書面を確実に提出させるなど適正に処理することとしました。

<p>商工政策課</p>	<p>【感染拡大防止協力金】 「感染拡大防止協力金受付・審査業務」については、当初の契約を締結した事業者との間で、業務量の増加に伴って契約変更を行うとともに、契約期間も延長していた。当初の契約は、緊急性が高いことを理由に随意契約を行っていたが、その後の変更契約を行った業務については、他に受託可能な事業者がないか等、競争入札に付することを検討する余地があったと考えられる。緊急性が高いことを理由とした随意契約の変更に当たっては、契約の履行状況や他に受託可能な事業者がないかなどを精査した上で、契約変更の妥当性を判断する必要がある。</p>	<p>本協力金の受付・審査業務委託について、今後同様の事務を行う場合は、緊急性や効率性に加え、契約の履行状況や他に受託可能な事業者がないかなどを基に契約変更の妥当性を検討・判断し、その結果を書面で整備することとした。</p>
<p>商工政策課</p>	<p>また、感染拡大防止協力金の審査に当たっては、申請書の記載内容や添付書類の確認を行うことになっていたが、申請書の記載内容の不備や必要な書類の添付漏れなど不適正な事例がみられた。これらを防止するためには、委託先事業者の審査体制や業務管理体制に問題がないか、定期的に確認する必要がある。</p>	<p>今後同様の事務を行う場合は、委託先事業者が整備する審査マニュアルに、申請書類の不備等の見落とし防止策や不備の際の対応について詳細に記述するよう指導するとともに、委託先事業者が保管する書類の調査を通じて審査体制の確認を定期的に行うこととした。</p>

商工政策課	<p>感染拡大防止協力金について、不正な申請等を行った業者に対し返還を求めているが、約2億3千万円の収入未済が発生している。今後、債権回収のノウハウがある弁護士法人への業務委託といった効果的な回収方法を検討するとともに、定期的な督促を行うなど粘り強く収入未済を解消する取組を進めていく必要がある。</p>	<p>本協力金にかかる収入未済については、収入未済額の縮減に向け、今年度より、滞納者に対する返済資力の調査や現地訪問による督促を弁護士法人に業務委託し、延滞債権の回収に努めることとした。</p>
-------	--	---

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第115号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、矢部川水系における水産動物の保護増殖を図るため採捕制限について次のとおり指示する。

令和7年2月7日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 採捕の制限

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギを採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第4条の規定に基づく、うなぎ稚魚漁業の許可を受けたものが採捕する場合並びにウナギを釣りにより採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の適用区域

- 矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大字大坪の最南端とみやま市高田町大字昭和開の最西端を結ぶ線まで
- 塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市橋本町の最南端と柳川市大和町大字谷垣の最西端を結ぶ線まで
- 沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の最西端を結ぶ線まで

3 魚種ごとの採捕禁止時期

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

ア ユ 10月1日から12月31日まで

コ イ 4月1日から7月31日まで

ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

4 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第213号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和7年2月7日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。ただし、筑前海区漁業調整委員会指示第212号の指示の適用海域を除く。

2 じょれんの制限

アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。

3 指示の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第214号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和7年2月7日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の

海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

(2) B 海域

A 海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用する LED 灯については、LED 灯の消費電力に 5 を乗じた値を「LED 取扱電力」とする。

(1) A 海域において、LED 灯を使用して一本釣りをを行う船舶の集魚灯の電気設備は、電球の消費電力と LED 取扱電力の合計が 10 キロワットを超えてはならない。

(2) B 海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯 1 個の消費電力は 3 キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は 6 個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は 15 個から、LED 取扱電力（キロワット換算値）を 3 で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B 海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力と LED 取扱電力の合計が 45 キロワット以内とする。

4 指示の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第 4 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、矢部川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合及び福岡県漁業調整規則（令和 2 年福岡県規則第 62 号）第 4 条の規定に基づく、うなぎ稚魚漁業の許可を受けた

ものが採捕する場合はこの限りでない。

令和 7 年 2 月 7 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和 之

1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

2 魚種ごとの禁止期間

モクズガニ 1 月 1 日から 8 月 31 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 31 日まで

テナガエビ 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

ア ユ 10 月 1 日から 12 月 31 日まで

コ イ 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

ウ ナ ギ 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

3 指示の有効期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで